

我孫子市マンション耐震診断

助成制度のご案内

市では、昭和56年5月以前の旧耐震基準により設計・建築された分譲マンションの耐震診断を管理組合が実施したときに、その費用の一部を助成します。



我孫子市マスコットキャラクター
手賀沼のうなきちゃん

令和4年4月

我孫子市

都市部建築住宅課

分譲マンション耐震診断助成事業

1 受付期間・助成棟数について

受付期間 : 令和4年5月10日(火)～令和4年9月30日(金)

助成棟数 : 1棟(先着順)

2 助成対象について

耐震診断助成の対象となる分譲マンションは、次の各項目のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に現に存する分譲マンションで、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準（建築基準法施行令（昭和55年政令第196号）の改正以前の耐震基準）に基づいて建築されたものであること。
- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上階数が3階以上であること。
- (3) 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であること。
- (4) 住宅の戸数が6戸以上であること。
- (5) 耐震診断に必要な構造関係図書（構造に係る設計図又は竣工図等）があること。

3 耐震診断を行う者について

耐震診断を行う者は、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 我孫子市に登録している「マンション耐震診断士」
- (2) 建築士法第22条第2項の規定による都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習を修了した「一級建築士」で、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 自らが設計し、又は工事監理を行ったマンション。
 - イ 自らが所属（現に所属している場合に限る。）する建築士事務所が設計し、又は工事監理を行ったマンション。

※ マンション耐震診断士の名簿は、建築住宅課の窓口及びホームページで閲覧できます。

また、マンション耐震診断士への依頼については、申請者が行ってください。

4 耐震診断の内容について

耐震診断は、「予備診断」と「本診断」の2段階で行われます。

- (1) 予備診断

建物の現状及び構造関係図書等の内容を確認し、本診断の必要性を判断します。本診断が必要と判断された場合は、診断方法を定め、その費用を算定します。

(2) 本診断

建物の劣化状況等を調査した上で、国の規定に基づき、耐震性能を明らかにします。

国の規定とは、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の別添第1第2号及び第3号に定める事項に基づき行う耐震診断です。

5 助成額について

耐震診断に要した費用の3分の2以内の額。

ただし、次の額を上限とする。

予備診断：1棟あたり5万4千円

本診断：1棟あたり100万円又は1戸につき2万円×住宅戸数のいずれか低額

6 耐震診断助成金交付申請について

我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、建築住宅課に提出してください。(7 提出書類参照)

なお、耐震診断の実施にあたっては、当該マンション管理組合の集会において、決議された旨を証明する決議書を添付してください。

※助成金交付申請前に、着手した場合には、助成金を交付することはできませんので、注意してください。

7 提出書類について

1 予備診断について

●助成金交付申請

| 書類の名称 | 入手先 |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書(様式第1号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し又は建築台帳記載証明書 | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表 | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 当該マンションの登記事項証明書 | 柏法務局 |

| | |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 建築物の概要が分かる図面(配置図、平面図、立面図等) | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 用途、規模及び構造等が確認できるもの | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 構造関係図書の目次の写し | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 管理組合の規約及び耐震診断(予備診断)の実施に係る集会の決議書 | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表であることを証する書類 | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 管理組合の代表者の印鑑登録証明書 | 柏法務局 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(予備診断)に要する費用に係る見積書又はその写し | 耐震診断士 |
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱第4条第2号に規定する者が耐震診断を行う時は、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類 | 耐震診断士 |
| <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた書類 | — |

※ 耐震診断(予備診断)の実施時期は、当該交付決定を受けた日から30日を経過する日までに耐震診断を行うこと。

●実績報告

| 書類の名称 | 入手先 |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書(様式第5号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(予備診断)の結果報告書 | 耐震診断士 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(予備診断)の実施に関する契約書の写し | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(予備診断)に要した費用の領収書の写し | 申請者 |

※ 実績報告書は、耐震診断(予備診断)が完了した日から30日以内又は当該交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

●助成金の請求

| 書類の名称 | 入手先 |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書(様式第7号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書の写し | 申請者 |

2 本診断について

●助成金交付申請

| 書類の名称 | 入手先 |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書(様式第1号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 管理組合の規約及び耐震診断(本診断)の実施に係る集会の決議書 | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(本診断)に要する費用に係る見積書又はその写し | 耐震診断士 |

※ 予備診断に添付した書類内容で、変更を生じた書類は添付すること。

また、助成金交付申請(予備診断)の次年度に助成金交付申請(本診断)を行う場合には、助成金交付申請(予備診断)に添付した内容の書類を添付すること。

※ 耐震診断(本診断)の実施時期は、当該交付決定を受けた日から90日を経過する日までに耐震診断を行うこと。

●実績報告

| 書類の名称 | 入手先 |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書(様式第5号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(本診断)の結果報告書 | 耐震診断士 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(本診断)の実施に関する契約書の写し | 申請者 |
| <input type="checkbox"/> 耐震診断(本診断)に要した費用の領収書の写し | 申請者 |

※ 実績報告書は、耐震診断(本診断)が完了した日から30日以内又は当該交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

●助成金の請求

| 書類の名称 | 入手先 |
|---|-------|
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書(様式第7号) | 建築住宅課 |
| <input type="checkbox"/> 我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書の写し | 申請者 |

【お問い合わせ】

我孫子市 都市部 建築住宅課

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地

電話04-7185-1541

FAX04-7185-4329

ホームページ<http://www.city.abiko.chiba.jp/>

マンション耐震診断

交付申請から助成金受領までの手続きの流れ

我孫子市
(建築住宅課)

マンション
管理組合

マンション
耐震診断士

